

大阪広域環境施設組合告示第3号

大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第3号）第70条の規定により、令和6年度における個人情報保護制度の運用状況を別紙のとおり公表する。

令和8年3月2日

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

**大阪広域環境施設組合の個人情報保護  
(令和6年度運用状況報告書)**

大阪広域環境施設組合総務部総務課

## 目 次

1	実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数	1
2	保有個人情報の開示等請求の状況	1
3	保有個人情報の開示等請求に対する決定等の状況	1
4	審査請求の状況	1
5	制度の概要	2

## 1 実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数 [表 1 参照]

令和 6 年度の個人情報を取り扱う事務の届出（大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（以下「条例」という。）第 3 条）はありません。

そのため、令和 6 年度末の事務の総件数は、前年度末と変わらず 97 件となっています。

## 2 保有個人情報の開示等請求の状況

### (1) 開示請求 [表 2 参照]

開示請求件数は、請求者が実施機関に提出した開示請求書の数で、1 枚を 1 件として算出しています。

令和 6 年度は、保有個人情報の開示請求はありません。

### (2) 訂正請求、利用停止請求 [表 3 及び表 4 参照]

それぞれの件数は、請求者が実施機関に提出した請求書の数で、1 枚を 1 件として算出しています。

令和 6 年度は、保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求はありません。

## 3 保有個人情報の開示等請求に対する決定等の状況

### (1) 開示請求 [表 5～表 7 参照]

決定件数は、上記 2 (1) の開示請求件数から取下げ等があったものを除く、開示請求に対して行った開示決定等の件数を算出しています。

令和 6 年度中の開示請求に対する決定はありません。

### (2) 訂正請求 [表 8～表 10 参照]

令和 6 年度中の訂正請求に対する決定はありません。

### (3) 利用停止請求 [表 11～表 13 参照]

令和 6 年度中の利用停止請求に対する決定はありません。

## 4 不服申立ての状況 [表 14 参照]

令和 6 年度において、大阪広域環境施設組合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への新たな諮問、過年度から繰り越している諮問はありません。

また、令和 6 年度は、審議会から審査請求に対する答申はありません。

## 5 制度の概要

### (1) 個人情報保護制度の意義と目的

情報処理技術及び電気通信技術の発達と経済のサービス化・ソフト化に伴い、情報の有する価値が飛躍的に高まっており、公的部門・民間部門を問わず、大量の個人情報が収集され、利用されるようになっていきます。

このような情報化の進展は、市民に各種サービスの向上など多くの利便をもたらす一方で、本人が予期し得ない中で自己情報が収集され、流通し、あるいは不正確で不完全な情報が蓄積され、流通していることに対して市民の不安感が高まっており、また、個人の権利利益に重大な侵害を引き起こす可能性が大きくなっています。

そこで、これらの状況に適切に対処し得る個人情報の保護施策として、個人情報の適切な取扱いなど個人情報の保護に関し必要な措置や事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示や訂正等を請求する権利を保障することにより、市民の基本的な人権を擁護し、組合行政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として本組合の個人情報保護制度が確立されました。

## (2) 個人情報の保護に関する法律の自治体適用

令和5年4月1日より、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が地方自治体にも適用されることになりました。従前は、個人情報等の定義も、その取扱いに関する基本的ルールも、自治体ごとに条例で定めていましたが、法に基づき全国共通の扱いがなされることとなりました。

これに伴い、令和5年2月に、「大阪広域環境施設組合個人情報保護条例」の全部改正により、法が条例に委任した事項や、各自治体における裁量が認められている事項、組合議会における個人情報の取扱い等を規定した「大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」を制定し、同年4月より施行しました。

## (3) 個人情報保護制度に係る条例の制定経過

平成27年2月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例」を公布  
(平成27年2月20日施行)

平成28年3月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合特定個人情報保護条例」を  
公布(平成28年3月1日施行)

同月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例の一部を  
改正する条例」を公布(平成28年4月1日施行(一部平成28年3月  
1日施行))

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び行政不服審査法の改正に伴う整備)

平成29年7月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合特定個人情報保護条例の一  
部を改正する条例」を公布(平成29年7月28日施行)

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

- する法律の一部を改正する法律の文言改正等に伴う整備)
- 平成30年 2月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例」の一部を改正する条例を公布（平成30年 2月28日施行（一部平成30年 4月 1日施行））
- （主に、実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに、管理者に届け出なければならない事項等の改正）
- 令和元年 7月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の名称を改めることに伴う関係条例の整理に関する条例」（令和元年10月 1日施行）の制定に伴い、条例名を「大阪広域環境施設組合個人情報保護条例」に改正（令和元年10月 1日施行）
- 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合個人情報保護条例」の一部を改正する条例を公布（令和元年10月 1日施行）
- （守口市が新たに組合構成団体に加入することに伴い、第67条中「大阪市、八尾市、松原市の区域外」を「組合構成団体の区域外」に改める）
- 令和 4年 2月 「大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例」の一部を改正する条例を公布（令和 4年 2月18日施行）
- （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の文言改正等に伴う整備）
- 令和 5年 2月 「大阪広域環境施設組合個人情報保護条例」「大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例」を全部改正する「大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」「大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例」を公布（令和 5年 4月 1日施行）
- （個人情報の保護に関する法律の改正に伴う整備）
- 令和 7年 3月 「刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」による改正（令和 7年 6月 1日施行）（「懲役」を「拘禁刑」に改めた。）

### （3）個人情報保護制度の基本原則

法第3条は、個人情報プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の正確と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示しています。

行政機関、地方公共団体の機関の個人情報等を取り扱う各主体においては、この基本理念を十分に踏まえるとともに、官民や地域の枠又は国境を越えた政策や事業活動等

において、法の目的を実現するため、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進に取り組む必要があります。

#### (4) 個人情報保護制度の主な内容

##### ア 実施機関（法第2条第11項第2号、条例第2条第2項第1号）

法に基づき個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

管理者、公平委員会、監査委員

なお、議会議長は、条例に基づき、個人情報保護制度を実施します。

##### イ 対象とする個人情報（法第2条第1項）

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- (ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

- (イ) 個人識別符号が含まれるもの

##### ウ 地方公共団体の責務（法第5条）

地方公共団体は、法の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有します。

##### エ 個人情報の適正な取扱い

- (ア) 保有の制限等（法第61条）

A 個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含みます。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。

B 上記Aにより特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはなりません。

C 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはなりません。

- (イ) 利用目的の明示（法第62条）

本人から直接書面（電磁的記録を含みます。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

(ウ) 不適正な利用の禁止（法第63条）

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはなりません。

(エ) 適正な取得（法第64条）

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません。

(オ) 正確性の確保（法第65条）

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなりません。

(カ) 安全管理措置（法第66条）

保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。なお、この義務は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合や指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合等にも負うこととなります。

(キ) 利用及び提供の制限（法第69条）

法令に基づく場合を除き、次に掲げる場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはなりません。ただし、次に掲げる場合であっても、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することはできません。

A 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

B 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

C 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

D A～Cに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき

(ク) 事務の届出、目録の閲覧（条例第3条）

個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止に際して、実施機関及び議会議長による管理者への事前の届出を義務付けるとともに、届出事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供することを定めています。

(ケ) 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（条例第4条、第5条）

実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするとき（通知した事項を変更しようとするときも同じです。）に、あらかじめ、管理者に対して通知することとしています。これについては、組合議会が組合議会個人情報ファイルを保有しようとするとき（通知した事項を変更しようとするときも同じです。）も同様です。

(ク) 審議会への報告等（条例第65条）

実施機関及び議会議長は、個人情報の目的外利用、電子計算機処理の開始、存否応答拒否等を行う場合には、あらかじめその旨を管理者に届け出るとともに、その実施状況を取りまとめて、毎年度、審議会に報告します。報告を受けた審議会は、それに対し、意見を述べることができます。

**オ 自己に関する保有個人情報の開示等請求**

以下については、法が適用される実施機関を前提に記載していますが、議会議長に関しても、同様の制度が条例に規定されています。

(ア) 開示請求権（法第76条）

何人も実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって上記の開示を請求することができます。開示請求は、総務部総務課（あべのルシアス庁舎）又は郵便にて受け付けています。

(イ) 開示請求に対する決定（条例第7条、第8条）

A 開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該保有個人情報の開示又は不開示を決定し、請求者に対し書面により通知しなければなりません。

ただし、正当な理由があるときは、30日を限度として延長することができます。

B 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該保有個人情報のうち相当の部分につき44日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うことができます。

(ウ) 保有個人情報の開示義務（法第78条）

開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる不開示情報が含まれている場合を除き、開示しなければなりません。

- A 開示請求者等の生命等を害するおそれがある情報
- B 開示請求者以外の個人に関する情報
- C 法人等情報
- D 審議・検討等情報
- E 事務事業遂行情報

(エ) 裁量的開示と存否応答拒否（法第80条、第81条）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、裁量的に当該保有個人情報を開示することができるとともに（裁量的開示）、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

(オ) 第三者保護の手続（法第86条）

開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手続を整備しています。

(カ) 訂正請求権（法第90条から第97条まで、条例第9条第1項）

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含みます。）を請求することができます。訂正請求は、総務部総務課（あべのルシアス庁舎）又は郵便にて受け付けています。

実施機関は、当該訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に当該保有個人情報の訂正を行う旨又は行わない旨（請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます。）を決定し、請求者に対し書面により通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

(キ) 利用停止請求権（法第98条から第103条まで、条例第9条第1項）

何人も、自己を本人とする保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下あわせて「利用停止」という。）を請求することができます。利用停止請求は総務部総務課（あべのルシアス庁舎）又は郵便にて受け付けています。

実施機関は、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に当該保有個人情報の利用停止を行う旨又は行わない旨（請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます。）を決定し、請求者に対し書面により通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

カ 審査請求（法第105条、条例第55条）

開示決定等について審査請求があったときは、個人情報保護審議会に諮問しなければなりません。

**キ 費用負担（条例第59条、第62条）**

保有個人情報の開示請求等に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が、保有個人情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付（郵便料金）に要する費用を負担します。個人情報保護審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付についても、交付を受ける者が、当該写しの作成及び送付（郵便料金）に要する費用を負担します。

**ク 罰則（条例第72条から第77条まで）**

実施機関の職員及び受託業務の従事者等による、保有個人情報の不正提供・盗用に対する罰則又は実施機関の職員による職権を濫用した個人の秘密に属する事項が記録された文書等の収集等に対する罰則が定められています。

**ケ 特定個人情報保護評価（特定個人情報保護条例第4条）**

実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

表 1 実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数

実施機関名	令和5年度末 (A)	開始 (B)	変更	廃止 (C)	計 (D=B-C)	令和6年度末 (A+D)
管理者	83	0	0	0	0	83
議会議長	7	0	0	0	0	7
公平委員会	3	0	0	0	0	3
監査委員	4	0	0	0	0	4
合計	97	0	0	0	0	97

表 2 開示請求件数（請求方法別）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓口	0	-	0	-	0	-
郵送	0	-	0	-	0	-
合計	0	-	0	-	0	-

表 3 訂正請求件数（請求方法別）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓口	0	-	0	-	0	-
郵送	0	-	0	-	0	-
合計	0	-	0	-	0	-

表 4 利用停止請求件数（請求方法別）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓口	0	-	0	-	0	-
郵送	0	-	0	-	0	-
合計	0	-	0	-	0	-

表5 年度別の決定状況（開示請求）

年度	決定件数	決定状況					
		開示	部分 開示	全部 不開示	不存在に よる不開示	存否 応答拒否	開示請求 却下
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0

表6 実施機関別決定件数（令和6年度 開示請求）

実施機関名	決定件数	決定状況					
		開示	部分 開示	全部 不開示	不存在に よる不開示	存否 応答拒否	開示請求 却下
管理者	0	0	0	0	0	0	0
議会議長	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

表7 年度別・実施機関別決定件数（開示請求）

実施機関名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理者	0	0	0
議会議長	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
合計	0	0	0

表8 年度別の決定状況（訂正請求）

年度	決定件数	決定状況				
		訂正	訂正 不承認	不存在による 訂正不承認	存否 応答拒否	訂正請求 却下
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0

表9 実施機関別決定件数（令和6年度 訂正請求）

実施機関名	決定件数	決定状況				
		訂正	訂正 不承認	不存在による 訂正不承認	存否 応答拒否	訂正請求 却下
管理者	0	0	0	0	0	0
議会議長	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

表10 年度別・実施機関別決定件数（訂正請求）

実施機関名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理者	0	0	0
議会議長	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
合計	0	0	0

表11 年度別の決定状況（利用停止請求）

年度	決定件数	決定状況				
		利用停止	利用停止不承認	不存在による利用停止不承認	存否応答拒否	利用停止請求却下
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0	0	0

表12 実施機関別決定件数（令和6年度 利用停止請求）

実施機関名	決定件数	決定状況				
		利用停止	利用停止不承認	不存在による利用停止不承認	存否応答拒否	利用停止請求却下
管理者	0	0	0	0	0	0
議会議長	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

表13 年度別・実施機関別決定件数（利用停止請求）

実施機関名	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理者	0	0	0
議会議長	0	0	0
公平委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
合計	0	0	0

表 14－ 1 不服申立ての状況

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
過年度繰越件数	0	0	0
新規件数	0	0	0
諮問件数	0	0	0
処理件数 (答申数)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
取下げ件数	0	0	0
年度末残諮問件数	0	0	0

表14－ 2 令和 6 年度末残諮問件数の諮問年度別内訳

諮問年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	合計
残諮問件数	0	0	0	0